時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千九百八十一號
明治廿四年四月六日　月曜日
舊曆辛卯二月廿八日（壬、戌）
日出午前五時二十三分
日入午後六時五分
月出午前三時五十九分
月入午後二時五十六分
滿潮午前二時三十三分
午後三時十二分
（西曆一千八百九十一年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

貴賓の來遊に就て商人の機轉を促す

露國皇太子の來遊に就ては其筋に於て夫れ〳〵接待の事あるは勿論なれども太子の一身は我最近の友邦なる露國全體の榮譽を代表せらるゝ貴賓なれば我國民たるものは之を國賓として大に好意を表する所なかる可らず就て東京の市民は自から全國具瞻の地位に立つものなるが故に宜しく全國の民意を代表し他に卒先して國賓接待の事に怠る可らずとの旨は我輩の前號の紙上にも述べたる所なるが聞く所に據れば東京市民中には早く既に其企ありて市會の重立たる人々は目下萬般の用意最中なりと云ふ思ふに種々の趣向もあることならんなれども市民の接待は其筋の儀式と異にして表裡公私の別もあり十分に好意を表して貴賓の情を慰むるを目的とするものなれば夜會宴會等の其外には演劇歌舞伎の催はしなども最も妙にして最も貴賓の意にも適することならん又府民全體の催はしの外に一區內もしくは一町內の思立には國旗を揭げ毬燈を點し又は山車行列などの趣向もあることならん何れも貴賓に對し好意を表するの爲めとして夫れ〳〵の趣向あることならんと雖も是れは其人々の思立に在ることゝして我輩は此際更に府下の商人に向て所望ありと云ふは外ならず從來外國貴賓の來遊ある每に多くは我國の美術品工藝品又は其他の雜貨等を買入るゝの例にて其額は中々少なからざることなれども扨その買入の手續は如何と云ふに常に横濱居留外商の手よりして直接に我國の商人より買入るゝものはなしと云ふ我國に來り我國の物を買ふに外人の手よりするとは驚入りたる談にして畢竟我商人が此邊の注意に機敏ならざるが爲めなりとは云へ此種の品物を賣買する內商の中には或は眼前の小利に迷ふて品質の良否を擇まず或は人を見て其價を二三にするなど物事不案內の外人よりすれば何分にも信を置くこと能はざるの事情あるよりして自然に外商の手を經るの意味もなきに非ざる由なれば今回の如き貴賓の來遊に際しては此種の商賣に從事する我商人は深く右等の事情に注意して自から其所行を謹み又その着眼を轍にし外商をして利を專らにせしめざるの工風專一なる可し凡そ是等の注意は必ずしも今回に限る譯けには非ざれども近年來日露の關係を見るに政治上の事を外にして商賣の點よりするも輕々に看過す可らざるものあるが故に特に爰に一言して我商人の爲めに斯る好機會を空ふすることなきを祈るものなり統計表を案ずるに露國との貿易は逐年次第に增加の勢にて殊に磚茶の輸出の如きは今後の望頗る大なりと云ふ然のみならず今日に於ては日露國境の互に相接するにも拘はらず交通の道は頗る不便を免れざれども今後數年を出でずして彼のサイベリヤの鐵道落成して浦鹽斯德に達するに至れば其距離は我北海の諸港と僅に四十八時間の路程と爲り地理上よりするも交通上よりするも最近國の實を見るや疑ふ可らず即ち我最近の對岸に產物輸出の一大市場を現出するものにして磚茶米穀其他の物品何れも販路を擴張して日露の貿易は自から盛大ならざるを得ず左れば我國の商人たるものは平生海外貿易の注意に怠る可らざる中にも其胸中常に日露間の關係を忘れざること肝要にして今回の如き好機會に際しては何か商賣上の一趣向なかる可らず蓋し貴賓の來遊を喜んで國民の情を表するは全國一般の心を同ふする所にして殊に商人のみに限る可きに非ざれども斯る機會を幸に他の好意を迎ふるは特に商人の機轉にして例へば今回市民の催はしにて貴賓の一行を招待するを云ふ其場所に別に物品陳列所を設け我國產にして今後彼の國に輸出の見込ある品物を陳列して以て一行の覽に供し一は以て其情を慰め一は以て其注意を惹くの用意などは商人の趣向として最も妙なる可し彼の美術品の如きも序ながら此場に陳列し不二の正價を以て賣ることゝ爲さば客の爲めにも便利にして自から我國商人の性質を表白するに足る可きか兎に角に我輩は我國の商人が斯る好機を空ふせずして種々の趣向に怠らざるの機轉を促すものなり

雜報

○朝鮮に於ける日本商品の輸出入　在朝鮮國京城日本領事館より其筋へ達したる報告に廿四年一月中の商況は左の如し

本月間當地に於る我商人の輸出入したる貨物の原價は金五萬五千八百九十圓四十一錢一厘にして客年十二月中の同價額金一萬二千三百十圓八十錢に比するに殆んど四倍強に當れり今其貨物の諸取引に關する商況を查するに輸入貨物中甲斐絹、金巾類の如きは最も好價格にて活潑に大口或は小口の取引あり陶器、マッチ髮附油、其他諸雜貨の類も至極賣捌け方宜しかりし唯銅類に至りては僅々たる數量を鑄錢所に賣込たるに過ぎず之に反し輸出品中にて其取引のありしものは牛骨、尾人蔘の二品にして地金銀の如きは絕て賣買行なはれざりし右の如く本月間に於て甲斐絹及金巾類の非常に且つ活潑に賣買取引の行はれたるは蓋し本月は當國の十二月にして例に依り當國人は一般に翌年一月の新衣服を調製し且つ其他の準備の爲め進んで買入を爲したるものなり然れども唯銅類は鑄錢用の爲め賣込むものあるに當時は鑄錢の業微々として未だ盛ならざるが爲め其賣込高も至て僅々なり而して地金銀の如きも絕て取引のなかりしは是單に賣買相場の不引合なるか爲めなりしと云ふ

輸出入比較表

區別	一月	十二月
輸入本邦産	一四、六五八、八六六	三、〇九一、九七〇
同自用品	一、〇五八、九三八	五五六、一七〇
同外國産	三六、五一五、二三二	七、八七二、九六〇
元山釜山輸入	三、五六八、七六〇	二七〇、三六〇
輸出	八八五、一五五	一九、三四〇
合計	五五、八九〇、四一一	一二、三一〇、八〇〇

○朝鮮在留商人の計畫　從來我邦より朝鮮へ定期航海を爲すは郵船會社の汽船のみにして會社の汽船は神戶馬關、長崎を經て朝鮮釜山仁川等の各所を回航するを例とし大坂より馬關を經て釜山若くは仁川へ直航するものなし然るに同國と最も大なる取引あるは大坂なるに郵船會社の汽船なれば商物の揚卸し共に一旦神戶港に於て爲し更に大坂に運搬せざるべからざるのみならず爲めに多くの日子を要するの不便あるより昨年も在朝鮮の商人が米の輸出等にて屢々損耗を招きたることありしかば今度仁川京城の在留日本商人連署の上大坂商船會社に向つて大坂より仁川へ直航の定期航海を開くことを請求せんとて既に其總代人は過日大坂に來り目下會社と協議中なるよし

○高知縣下の自由黨員　板垣伯が再び自由黨に加盟し次で總理に撰ばるゝや土佐の舊自由黨員は如何に運動するやとは世人の大に注目する處なるが去る一日高知發の報に依れば去月三十一日午後二時より高知市の書海南俱樂部に於て高知縣下各郡自由黨の總會を開き先づ西山志澄、武市安哉の兩氏より東京及び各地方の政況及自由黨の分離、板垣伯再び入黨の事等を報道し名古屋及び大坂に於ける自由黨分離の談話あり終りて板垣伯が再び入黨せしからには縣下の吾々同士は今後如何に意向を決すべきやとの問題起りし處滿場一致にて假令へ板垣伯が如何なる運動をなすも今日の儘にては到底該黨と合同して運動を共にする事能はざるに依り寧ろ獨立獨步して運動するに若かずと決定したれば近々再び大會を開き將來の運動方に就き評議する事を約して當日は散會せしとあり

○習志野原の兎狩り　學習院の生徒は來る九日院內に於て種々の運動を催はし其翌十日役員附添ひ隊伍を整へて千葉縣下習志野原の御料地へ押し出し兎狩りの盛遊を催す筈なり同院の生徒は文祿の其昔し朝鮮に押渡り休戰中の徒然を慰めんとて屢々虎狩りを催はし韓人の膽玉を冷したる猛將の子孫も餘多在はすことなれば兎位は手玉に取りて慰まんと氣込み居る向きも多しと因みに記すこの盛遊は畏くも天皇陛下の御內沙汰に出でしものなりと

○移轉式幷に翌日の催し　四谷區尾張町の學習院にては明後八日移轉式を執行し當日は聖上陛下の行幸在らせ給ふを以て昨今準備中なり同院の構造は專ら堅牢を主として虛飾を省きたれは外觀の驚くべき事もなけれど便殿の結構は申すまでもなく正堂は頗る立派なりと又同院にては行幸の翌日生徒の父兄を招請して各種の運動體操術を催し且諸藝人を招きて種々の餘興を添へしむる筈のよし

○華族京都へ赴く　非職元元老院議官壬生基修氏が維新前三條東久世の諸卿と共に長州に赴きたる七卿中の一人にて國家に功勞ありし事は世に隱れなき所なれば貴族院議員にも勅撰されし程なるが氏は飄然家族を纏めて一昨四日京都へ向け出發せり尤も來十一月議員招集の期に至れば歸京する筈なれども夫までは同地に移住して舊鄕里の花月に老の身を送る決心なりといふ

○マーテン氏の
フレンス　マー
小杉裁判所長
りたり而して
られたるが
りと

○種田主事の出
を命せられたる
るよし

○東京郵便電信
國人一名（月給
減じたりとぞ

○海軍望樓
樓に關する意見
も兼て右の必要
賀佐世保兩鎭守
わり甲の部分に
筈なるが其信號
る者を使用する

○氣の落付かぬ
十日以內に達せ
き樣の定めあ
趣なるに去る
其月の內には
十日を超ゆべく
し改革沙汰に
の捗取宜しか
者あれど如何に

○債權者の位置
のゝ無上廣漠な
働きをなすこと
執達吏其職に
なく併し裁判所
の命に從ふべく
もあらんかなれ
きは之れを對手
限の權利を振
のはあらじと云
隈なく浚へる
足は一方ならず
とは最と訝か
安く總欄
六錢より四十錢
膳碗類は奥の
は執達吏の入
は裁判の宣告
り諺に云ふ理
屋の儲けを作
开は世事疎き
笑ふて答へざ
にや又聞得て

○大坂商業會
ても何事にま
民が公共の事
すべきかなれど
に今回商業會
が其結果も未
紙上に記す如